

墓石を新しく設置するとき (墓石設置工事届)

ご提出いただく書類

- ・ 墓石設置工事届出書

次の書類を併せてご提出ください

・ 墓石工事の図面

墓石を設置する工事業者さんに、墓石の正面・側面からみた大きさや形が分かる図面をもらって添付してください。(工事業者さんが届け出を代行してくださるところもあります。詳細は工事業者さんにご相談ください)

○東近江市墓地条例 (抄)

(利用の制限)

第 6 条 墓地は、焼骨の埋蔵、墓石等の設置以外に利用してはならない。

2 墓地の利用は、利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)1人につき1区画とし、墓石等の設置は、1区画につき1基とする。

3 前項に定めるもののほか、墓石等の設置については、市長が別に定める基準に適合するものでなければならない。

○東近江市墓地条例施行規則 (抄)

(墓石等の設置)

第 4 条 墓地の利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、墓地に墓石類を新設、改修又は移転しようとするときは、墓石等設置工事届出書(様式第 3 号)に關係書類を添えて市長に届け出なければならない。

(墓石等の設置基準)

第 10 条 条例第 6 条第 3 項に規定する墓石等の設置基準については、別表のとおりとする。

別表(第 10 条関係) 墓地設置基準

1 共通事項(布引山霊苑芝生墓地及び能登川墓地公園)

(1) 設備

- ア 墓石は、1基とし、香花立は、1基又は1対とすること。
- イ 墓碑又は墓石の正面は、原則として、通路に面して平行に設置すること。
- ウ 市が設置したカロート又は境界石を移動又は撤去しないこと。
- エ 地蔵尊、上屋類及び外柵は、設置しないこと。
- オ 植栽はしないこと。
- カ 墓碑の家名は、利用者以外の姓を刻まないこと。

2 布引山霊苑芝生墓地

(1) 墓碑

ア 墓碑は、下図の寸法を超えないこと。

イ 塔婆は、設置しないこと。

(2) 区画及び列番の表示

墓碑の台石側面(正面向かって、奇数列は左側、偶数列は右側)に区画及び列番を彫刻すること。

例)第 B 区 2 列 9 番は、B-2-9

3 能登川墓地公園

(1) 墓碑

ア 高さは、2メートル以内とすること。

イ 墓碑等は、境界石の内側に設置すること。

